



# 島根県報

平成24年7月3日（火）

号外 第 103 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

## 告 示

### 島根県告示第411号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	432号	松江市古志原四丁目500番1地先から同一丁目501番34地先まで	前	メートル 12.00～68.00	メートル 225.00	松江県土整備事務所 減幅 管理区分の変更
			後	12.00～57.00	225.00	
〃	375号	大田市川合町忍原字姫ヶ谷井出下イ592番5地先から同字仲代原イ583番9地先まで	前	14.00～34.00	255.00	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	14.00～132.00	255.00	
県道	邑南飯南線	邑智郡邑南町八色石320番3地先から同686番1地先まで	前	A 5.00～18.00	366.00	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
		B 7.40～37.80		227.00		
		邑智郡邑南町八色石254番1地先から同685番2地先まで	後 B	7.40～37.80	227.00	

## 島根県告示第412号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫1422番地先から同1415番1地先まで	メートル 178.00	平成24年 7月3日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡邑南町日貫1484番1地先から同日貫1422番地先まで	678.00	平成24年 7月3日		